別紙　２

認知症介護実践者研修の実習について

【目　的】

本研修の総合学習として、認知症の人への適切なアセスメント及びケアの実践をとおして、実践者としての理解を深め、その技能を磨くことを目的に実施しています。自施設（職場）での実習を２０日間行います。実習では講義・演習で学んだ事を実践していただく場として、研修の中で重要な位置を占めています。

自施設（職場）実習

講義・演習で学んだことを踏まえて、受講生自身が所属する施設や事業所において対象者を選定し、アセスメントを通じた認知症の人の生活支援に関する目標を設定し、ケアの実践を展開します。

○ 実習は、研修で学んだ内容を活かして、現状のケアを評価し、認知症の人の望む生活像をアセスメントし課題と目標を明確にすることが主な目的です。

○ 実習の課題設定については、所属長（管理者）と協議しながら作成していただきます。必要に応じて、カンファレンス等を設定し、所属長（管理者）や他の職員の方の協力を得ながら課題に取り組みます。

○ 事例対象者には必ず実習協力に関しての説明を行い、同意を得てください。協力をお願いする上で、倫理的配慮に関しても説明を行い、実習に協力することは強制ではないこと、協力にあたって知り得た情報は適切な保護基準に基づき取り扱うこと等について説明を行ってください。

○ 実習中間報告は、実習課題を達成するうえでの問題点の抽出や改善策の助言、研修最終日の「研修まとめ」に向けた演習等を行います。

○ 研修最終日には、「研修まとめ」において実習報告を行い、実習の成果を共有するとともに、今後各施設・事業所において実践していく具体的な取り組み方策について明確にしていきます。

＜所属長（管理者）様へのお願い＞

○ 受講生は自施設・事業所において対象者を選定し課題を設定します。受講生の課題設定については、所属長（管理者）と受講生が相談しながら作成していただきますようお願いします。また、受講生に対し、課題に対する評価等助言をお願いします。

○ 実習期間と実習の課題等を他の職員へも周知し、実習内容やカンファレンスに協力するなど、実習生個人の取組でなく、施設・事業所全体として取り組む必要があります。所属長（管理者）には申込者として、受講生がカリキュラムに定められた日数及び時間数の実習を行えるよう、職場への配慮と課題の実行等環境づくりをお願いします。

○ 実習中の各所属におかれましては、受講生が実習期間中であることに十分留意していただき、通常業務ではなく、実習課題の実践ができるようにご配慮下さい。

※ 実習を定められた期間、意欲的に取り組むとともに、指定された提出物を全て提出された方に修了証書を交付します。

※ 実習が確実に履行されていないと判明したり、受講態度等不適切な受講者は、研修中止となる場合もあります。